

○茅野市パブリックコメント手続実施要綱

平成18年3月29日

告示第69号

改正 平成19年12月20日告示第199号

平成20年11月13日告示第230号

平成28年3月29日告示第81号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、広く市民等に
関係する計画、条例等の案を市民等に公表し、それに対する意見を考慮して、市の政策
形成過程における公正性及び透明性の向上を図ることにより、市民等との協働による開
かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程
において、その政策に関する計画等の案の概要、内容その他必要な事項を公表し、広く
市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対
して提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及
びこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(実施機関)

第3条 この要綱においてパブリックコメントを実施する機関（以下「実施機関」という。）
は、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象は、次の各号に掲げるもののうち、地域経営会議
において公表を決定したもの（以下「計画等」という。）とする。ただし、迅速若しくは
緊急を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様な手続が定められているものは対象
としないことができる。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の
基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収
並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- (3) 市民生活又は事業活動に重大な影響を与える事業及び条例の制定又は改廃
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ策定等を行う前で
あって、計画等に市民の意見を反映させることができる時期に、次の各号に掲げるもの
を公表するものとする。

- (1) 計画等の案又はその概要
- (2) 計画等の案を作成する趣旨、目的、背景及び論点等
- (3) 当該計画等を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の
規定により設置された附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」
という。）における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要

がわかる資料

(4) その他計画等の案を理解するための必要な資料

2 前項の公表は、計画等の立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

(公表の方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合にあっては、計画等の案の内容全体がわかる資料の入手方法を明確にした上で、計画等の案の概要を掲載することをもって代えることができる。

(1) 広報ちの

(2) 茅野市ホームページ

(3) パブリックコメント手続実施担当課における閲覧

(4) 地区コミュニティセンターにおける閲覧

(5) その他実施機関が必要と認める方法

2 前条の規定による公表を行う際には、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見提出者)

第7条 この要綱に基づき意見等を提出できる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 市内の別荘等を有する者

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由のあるものについては、あらかじめ実施機関が意見等の提出者の範囲について定めることができるものとする。

(意見等の提出)

第8条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。ただし、同じ計画等で複数回実施する場合は、1回あたり2週間以上の期間を確保すればよいものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

(1) 郵便等

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 指定する場所への直接書面による提出

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した市民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）並びに電話番号の明示を求めるものとする。

4 実施機関は、意見等を提出した市民等の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、本人の承諾を得るものとする。

(意見等の処理及び公表)

- 第9条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画案等の策定等を行うものとする。
この場合において、当該計画等を附属機関等における審議又は検討に付している場合にあっては、提出された意見等を附属機関等における審議又は検討に付すものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画案等の策定等を行った場合は、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 意見等を公表する場合、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 意見提出者の氏名その他の個人情報、公表しない。ただし、計画等の案の公表の際に当該情報を公表することを明示しているときは、この限りでない。

(適用除外)

- 第10条 実施機関は、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき、計画等の立案を行うときは、この要綱に定める手続を行わないことができる。

(実施状況の公表)

- 第11条 市長は、毎年度、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

前 文 抄

平成18年4月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

この要綱の適用の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定を適用しない。

前 文 (平成19年12月20日告示第199号) 抄

平成19年12月20日から施行する。

前 文 (平成20年11月13日告示第230号) 抄

平成20年11月13日から施行する。

前 文 (平成28年3月29日告示第81号) 抄

平成28年4月1日から施行する。